第四百十七条の見出し中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「委員会が」を「指名委員会等が」に改め、同条第三項中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第四百十八条各号、第四百十九条第一項及び第三項、第四百二十一条並びに第四百二十二条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百二十三条第三項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

第四百二十五条第一項中「株主総会」の下に「（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号ロ中「社外取締役を除く」を「業務執行取締役等であるものに限る」に改め、同号ハ中「社外取締役」を「取締役（イ及びロに掲げるものを除く。）」に改め、同条第二項中「取締役」の下に「（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」を加え、同条第三項中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改め、「、取締役」の下に「（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」を、「取締役（」の下に「監査等委員又は」を加え、同項第二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　監査等委員会設置会社　各監査等委員

第四百二十六条第一項中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改め、同条第二項中「取締役（」の下に「監査等委員又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

第四百二十六条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「とき」の下に「（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第三項の規定による公告又は通知（特定責任の免除に係るものに限る。）がされたときは、当該最終完全親会社等の取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

6　公開会社でない最終完全親会社等における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

第四百二十七条第一項中「、社外取締役」を「、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同条第二項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、「又はその子会社」を削り、「業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人」を「業務執行取締役等」に改め、同条第三項中「社外取締役（」を「同項に規定する取締役（監査等委員又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」と読み替えるものとする。

第四百二十七条第四項中「である社外取締役等」を「である非業務執行取締役等」に改め、「株主総会」の下に「（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）」を加え、同項第三号及び同条第五項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改める。

第四百二十九条第二項第三号中「監査役」の下に「、監査等委員」を加える。

第四百三十六条第二項各号中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改める。

第四百四十一条第二項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四百四十四条第四項中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四百五十九条第一項中「（取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役以外の取締役）」を加える。

第四百六十二条第一項中「業務執行取締役（委員会設置会社」を「業務執行取締役（指名委員会等設置会社」に改め、同項第一号ロ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百六十四条第一項中「第百十六条第一項」の下に「又は第百八十二条の四第一項」を加える。

第四百六十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第四百六十九条第一項本文中「場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたとき。

二　前条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合を除く。）

第四百六十九条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「株主」の下に「（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第四百六十九条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。